

会 議 記 録 (要旨)

会議名称	令和元年度第2回杉並区がん検診精度管理審議会	
日時	令和2年2月12日(水)午後7時26分～午後9時19分	
場所	杉並保健所 地下1階 講堂	
出席者	委員名	高橋会長、青木委員、入口委員、濱島委員、坂委員、稲葉委員、原田委員、吉田委員
	事務局	杉並保健所長、健康推進課長、健診係長、地域保健・医療連携担当課長
会議次第	1 開会 2 会長 3 議題 (1) 第1回杉並区がん検診精度管理審議会の論点整理について (2) 令和2年度区肺がん検診について ①令和2年度区肺がん検診の主な変更点(案) ②令和2年度区肺がん検診の実施方法について(案) (3) 令和2年度区胃がん検診(胃部エックス線検査)の実施方法について(案)	

会議要旨

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 第1回杉並区がん検診精度管理審議会の論点整理について

①受診者への対面による結果説明について

○都指針で定めるがん検診の受診者には、検診結果を正確に伝え、精密検査受診勧奨も含め検診後の指導を確実にを行うために要精検者全例に対面による結果説明を行うものとする。

②各がん検診プロセス指標のフィードバック方法について

○各がん検診のプロセス指標等のフィードバックは、検診実施機関の精度管理の改善に資することを目的に実施する。プロセス指標等は、区全体・当該医療機関・全医療機関の3区分の構成により作成する。また、当該医療機関及び全医療機関のプロセス指標等は、精度管理の改善に資する項目のみとする。

○精検未把握率については、区からの精検未把握率を下げる方策の提案に基づき、次回審議する。

③「各がん検診での職場等で検診機会のある方」の取り扱いについて

○都指針で定めるがん検診の対象者は、「医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受ける機会のない者とする。」としている。このことから、都指針で定めるがん検診においては、「職場等で検診機会のある方」は検診対象者から除外する。

ただし、健保組合等に加入していても職場等で検診機会がなければ検診対象者になるので、そうした方を除外しないよう配慮した周知を図るものとする。

④令和2年度 区子宮頸がん検診の実施方法について

○「子宮頸がん・前がん病変で治療中・経過観察中の方」と「子宮全摘手術を受けた方」を検診非該当者に加える。

○子宮頸部の細胞診を行う器具は、「へらあるいはスクレーパーもしくはブラシ」とする。

⑤令和2年度 区乳がん検診の実施方法について

- モニタ診断の基準については、乳がん検診精度管理中央機構の基準に準じて乳がん検診実施マニュアルに追記する。
  - 「セルフチェック（自己検診）」という表現は、現在、使っていない。今後は「ブレスト・アウェアネス」という言葉に説明を加えて使用する。
  - 「乳腺疾患で治療中・経過観察中の方」を検診非該当者に加える。
- (2) 令和2年度区肺がん検診について
- ①令和2年度区肺がん検診の主な変更点
    - 区民健診同時実施の胸部エックス線検査を廃止し、肺がん検診に一本化する。
    - 「(仮称)区肺がん検診読影システム」を導入し、外部読影実施機関が二次判定を行う。また、区医師会においてはアナログ画像の二次判定を行う。
    - 検診実施機関において一次判定及び二次判定の結果に基づき、より重い判定を総合判定とする。
  - ②令和2年度区肺がん検診の実施方法について
    - 二次判定読影医の資格要件は、①公益社団法人日本医学放射線学会の放射線診断専門医または②年間1,000件以上の胸部エックス線の読影実績がある医師とする。
- (3) 令和2年度区胃がん検診（胃部エックス線検査）の実施方法について
- 読影医の認定要件については、検診実施機関の実施体制の調査結果に基づき、次回審議する。
  - 検診対象者の年齢制限については、年代別・男女別の受診結果に基づき、次回以降審議する。